

令和 4 年度厚生労働省委託事業

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

プレ研修開催のご案内

一般財団法人日本総合研究所

成年後見制度利用促進第二期基本計画期間（令和 4 年度～8 年度）に 2025 年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定されています。こうした広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが必要です。

厚生労働省では、令和 4 年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」*（以下「モデル事業」）を開始しており、今後、モデル事業に取り組む自治体をはじめ、多くの関連団体・関係者を対象とした研修プログラムが必要になることを想定し、このたび「プレ研修」を実施する運びとなりました。

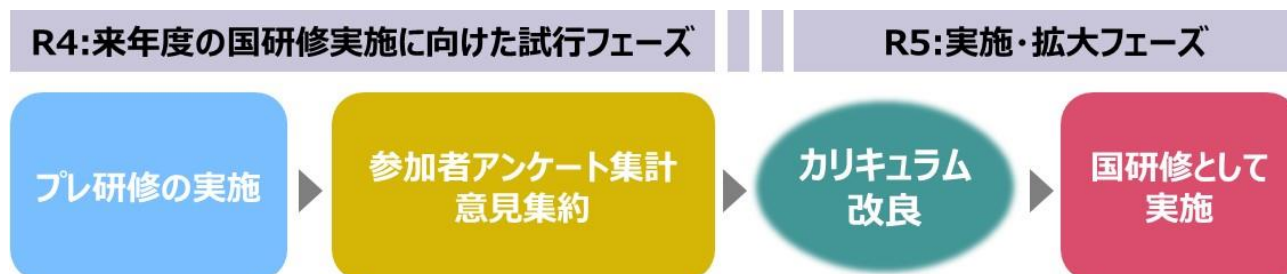
本プレ研修は、モデル事業にご関心を持っていただくこと、研修後のアンケート結果を活かして、モデル事業実施自治体・関連団体・関係者等を対象とした国研修（来年度実施予定）プログラムを策定することを目的として実施いたします。

ぜひ、プレ研修にご参加いただき、研修プログラムをともに作り上げていく試みにお力添えくださいますよう、お願いいたします。

*このモデル事業は、自治体（都道府県・市町村）において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行うことを目的に実施します。（p5 参考資料をご参照ください）

◆本プレ研修の位置づけ

皆さまにいただいたアンケートをもとに、研修カリキュラムを見直します。



▲図 本プレ研修の位置づけと今後の流れ

■ 開催要領 ■

1. 日程・時間

令和5年2月1日（水）	13:30～15:15
令和5年2月3日（金）	13:00～16:10
令和5年2月8日（水）	13:00～16:00
令和5年2月9日（木）	13:00～16:40
令和5年2月10日（金）	13:00～15:45

2. 実施形式

オンライン（zoom）によるライブ配信（一部録画映像の配信を含む）

3. 受講対象

自治体（都道府県・市区町村）、社会福祉協議会（都道府県・市区町村）、介護保険サービス・障害福祉サービス提供事業者（法人格は問わない）、金融機関、市民後見人（養成研修修了者含む）、当事者団体、弁護士、司法書士、社会福祉士 等

4. 参加費

無料

※研修受講環境の確保、視聴にかかる通信料、印刷代等については受講者のご負担となります。

5. カリキュラム（予定）

【令和5年2月1日（水） 13:30～15:15】

内容：モデル事業の目的や期待する効果、留意点について理解する（総論）

テーマ（予定）	対象	時間
持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と期待する効果 講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室	モデル事業にご関心のある方	30分
身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～ 講師：特定NPO法人東濃成年後見センター副理事長・弁護士 熊田 均氏		30分

【令和5年2月3日（金） 13:00～16:10】

内容：モデル事業テーマ①について理解する、実践の状況を知る

テーマ（予定）	対象	時間
テーマ①概要～民間企業等の参画を得て権利擁護支援の仕組みを構築する（法人後見、日常生活自立支援事業）～ 講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室	1. 都道府県、都道府県・指定都市社協 2. テーマ①にご関心のある方	20分
日常生活自立支援事業の概要と今後の担い手確保に向けて 講師：全国社会福祉協議会地域福祉部副部長 水谷 詩帆氏		30分
外部委託により日常生活自立支援事業を実施する上でのポイント 講師：社会福祉法人AJU自立の家 加藤 正志氏		30分

実施自治体等による実践報告及び情報交換 発表：静岡県・静岡県社会福祉協議会／京都府社会福祉協議会	80 分
---	------

【令和5年2月8日（水） 13：00～16：00】

内容：モデル事業テーマ②について理解する、実践の状況を知る（1日目）

テーマ（予定）	対象	時間
テーマ②概要～日常的金銭管理で地域生活における意思決定を支援する～ 講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室	テーマ②にご関心のある方	20 分
意思決定支援の重要性～地域で生活をするために～ 講師：日本司法支援センター（法テラス）本部 水島 俊彦氏		30 分
意思決定サポーターによる意思決定支援の実践とそのバックアップ 講師：伊那市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護係 上伊那成年後見センター所長 矢澤 秀樹氏	1. 意思決定サポーターの活動に関心のある方 2. 自治体	30 分
意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理とそのバックアップ 講師：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長 西川 浩之氏 井村司法書士事務所 司法書士 井村 晋氏	1. 日常的金銭管理サービスの活動にご関心のある方 2. 自治体	30 分

【令和5年2月9日（木） 13：00～16：40】

内容：モデル事業テーマ②について理解する、実践の状況を知る（2日目）

テーマ（予定）	対象	時間
監督・支援団体による事業者への支援・監督と司法へのつなぎ 講師：特定 NPO 法人東濃成年後見センター副理事長・弁護士 熊田 均氏	1. 監督・支援団体の活動に関心のある方 2. 自治体	30 分
実施自治体等による実践報告及び情報交換 発表：豊田市、八尾市、高知県黒潮町	テーマ②にご関心のある方	160 分 ※休憩含む

【令和5年2月10日（金） 13：00～15：45】

内容：モデル事業テーマ③について理解する、実践の状況を知る

テーマ（予定）	対象	時間
テーマ③-1 概要～寄付等の活用による多様な主体の参画～ 講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室	1. 都道府県、都道府県社協 2. テーマ③にご関心のある方	20 分
実施自治体等による実践報告及び情報交換 講師：長野県・長野県社会福祉協議会		50 分
テーマ③-2 概要～公的関与による法人後見の実施～ 講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室		20 分
公的な関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性 講師：新潟大学法学部 教授 上山 泰氏		30 分

6. 参加申込み、当日の参加方法

(1) 参加申込み方法

- 「プレ研修参加申込票」(Excel) に必要事項を記載のうえ、下記アドレスまでご連絡ください。
【送信先】プレ研修申込み専用アドレス r4_pre@jri.or.jp
- 1 機関から複数名でご参加される場合は、代表者の方が参加者情報をまとめて「プレ研修参加申込票」に記載のうえ、ご連絡ください。
- 都道府県・市区町村の皆様におかれましては、都道府県及び市区町村の社会福祉協議会ご担当者様への回覧をお願い申し上げます。

(2) 当日の参加方法

- プレ研修専用ページ (https://www.jri.or.jp/r4_pre) にアクセスのうえ、zoom の URL をクリックし、ご参加ください。なお、URL は各日で同じものを使用いたします。
- 研修資料は、研修実施前日までにプレ研修専用ページに掲載いたしますので、ダウンロードをお願いいたします。
- 当日ご都合のつかなかった方に向けて、期間を定め WEB 上で当日の動画を配信する予定です。別途ご案内いたします。

7. その他

- (1) 参加者の皆様に関する個人情報は、本プレ研修の運営にのみ使用いたします。管理については一般財団法人日本総合研究所が定める個人情報保護方針に則り適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。
- (2) 手話通訳等、参加時に配慮が必要な場合は、事前にお知らせください。
- (3) 自然災害等発生時により研修を中止する場合は、プレ研修専用ページにおいてできる限り速やかに掲載します。後日開催はできない場合もございますのでご了承ください。

<本件に関するご連絡・問い合わせ先>

一般財団法人日本総合研究所 調査研究本部 生活創造研究部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 5-7 JP ビル

TEL : 03-6261-6810 FAX : 03-5275-1569 E-mail : r4_pre@jri.or.jp

第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に
にに応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

26

持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要

- 第二期基本計画期間（令和4年度～8年度）に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

事業の概要・スキーム・実施主体等

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業
【実施主体：都道府県・市町村（委

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円
＜補助率＞ 3/4



27